

障企発0928第2号  
障障発0928第2号  
平成23年9月28日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課長

障害福祉課長

「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と  
介護保険制度との適用関係等について」の一部改正について

標記については、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の一部の施行に伴い、標記通知（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知）を別紙のとおり改正したので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">障企発第0328002号 障障発第0328002号 平成19年3月28日 一部改正 障企発0928第2号 障障発0928第2号 平成23年9月28日</p>	<p style="text-align: right;">障企発第0328002号 障障発第0328002号 平成19年3月28日</p>
<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企 画 課 長</p> <p style="text-align: right;">障害福祉課長</p>	<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企 画 課 長</p> <p style="text-align: right;">障害福祉課長</p>
<p>障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について</p>	<p>障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係</p> <p>介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上的障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。</p> <p>その際、自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等</p>	<p>1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係</p> <p>介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上的障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。</p> <p>その際、自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等</p>

とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

① (略)

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア (略)

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

③ (略)

(3) (略)

2. (略)

とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

① (略)

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア (略)

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

③ (略)

(3) (略)

2. (略)